【令和８年度鎌倉市男女共同参画推進委員会会議録】

１　日　時：令和８年（2026 年）８月 13 日（木）
　　15 時から 16 時 30 分まで

２　場　所：鎌倉市役所本庁舎議会第一委員会室

３　出席者：【委員】佐藤委員長、鈴木副委員長、菊池委員、郷原委員、高橋委員
　　【事務局】政策部次長兼市民相談課石渡課長、新井課長補佐、下村職員

※ 傍聴者　なし

４　議題
(1) 令和７年度鎌倉市男女共同参画年次報告について
(2) 審議会等女性委員登用状況調査結果について
(3) その他

５　配付資料
(1)　【資料１】令和７年度鎌倉市男女共同参画年次報告書
(2)　【資料２】審議会等女性委員登用状況調査結果

６　会議の概要
　政策部長挨拶（市民相談課長代読）、出席委員の確認、傍聴者の確認取扱い、会議録等の取扱いについて事務局から確認した後、委員長議事のもと、議案の審議に入った。

７　議事

議題１、２

委員長：議題１「令和７年度鎌倉市男女共同参画年次報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局：資料１　令和７年度鎌倉市男女共同参画年次報告をご覧ください。
　本報告書は、鎌倉市男女共同参画推進条例第９条に基づき、令和７年度中に実施した男女共同参画の推進に係る施策の状況について取りまとめたもので、「かまくらジェンダー平等プラン（鎌倉市男女共同参画計画（第３次）」に基づき策定した「前期実施計画」に定めた取組内容について、令和７年度の取組状況やその評価について、目標に沿って整理したものです。
　３頁下段「３　取組状況一覧」をご覧ください。取組 100 件のうち、事業評価は A が 50 件、B が 42 件、C が７件、D が１件です。前年度から評価が上がった事業は４件、下がった事業は１件でした。
　４ページからは、各施策に基づく取組内容に対する令和７年度の各課の取組状

況について、事業評価と今後の課題をまとめています。
表の左から、目標に対する各方針に紐づく施策、前記推進計画に基づく取組内容、令和７年度の取組状況、Ａ～Ｄの評価、右欄には事業評価の理由と今後の課題を記載しています。
主な取組について説明いたします。
まず、４ページから６ページにかけて、「目標Ⅰ　ジェンダー平等社会実現への理解促進」についてです。
６ページ「方針２多様な性の尊重」について、取組内容「差別や偏見をなくすための啓発活動や研修を実施します」の取組状況３番目の教育センターの取組ですが、令和７年度は包括的性教育を喫緊の課題として取り上げ実施し、多様な性についての理解を深める研修を実施することができたとして昨年研修を実施できなかったためＤ評価でしたが、今回はＢ評価となっています。
次に、８ページから 11 ページにかけて「目標Ⅱ意思決定の場でのジェンダー平等の推進」についてです。
８ページを御覧ください。「方針１　あらゆる場面でのジェンダー平等の推進」「(1) 多様な性への理解と支援」の一番上の取組内容「市民活動センターにて市民活動や協働を推進します」の地域のつながり課の取組状況として、令和７年度より市民活動コーディネーターを配置し、「つながる鎌倉エール事業」の伴走支援の他、市民活動の活性化や設立支援等延べ 100 件の相談に対応したと記載しています。市民活動コーディネーターの配置により、行政の抱える課題と市民活動団体のノウハウをつなぐマッチング機能が強化されたとしてＡ評価としています。
10 ページをご覧ください。「方針２　政策・方針決定過程への女性の参画」「（１）政策・方針決定過程への女性の参画」ですが、こちらの内容は、議題２　審議会等女性委員登用状況調査結果と内容がリンクしていますので、一括して説明いたします。資料２　審議会等女性委員登用状況調査結果　をご覧ください。
鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱第３条では、審議会等においては、「男女いずれか一方の数が総数の 10 分の４未満とならないこと」を目標値として定めています。
令和８年４月１日現在、これを満たした審議会は 71 のうち 50 で、目標達成率は 70.4%、また、女性委員は、委員数 722 人に対し 305 人、女性登用率は 42.2%と前年度からそれぞれ 1.8 ポイントと 1.9 ポイントの減少となっています。
令和４年７月に「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱」を改正し、各部の目標達成率を把握するなど、推進体制をより強化しましたが、達成率が減少したことにより、評価ＡからＢとしています。10 日に開催しました人権・男女共同参画施策に関する庁内連絡会でも各部に男女バランスのとれた委員の登用を再度依頼しており、今後も、あらゆる意思決定の場に女性も男性も公平に参加することの重要性を呼び掛けてまいります。
では、資料１令和７年度鎌倉市男女共同参画年次報告に戻ります。
12 ページから 20 ページに欠けて、「目標Ⅲ　安全・安心に暮らせる社会の実現」をご覧ください。

15 ページ「（５）高齢者・障害者介護のための環境づくり」の施策「高齢者・障害者介護サービスの充実を図ります」の取組内容「在宅障害者の市独自の生活支援サービスを充実します」の令和７年度の取組としては、１年前の令和６年度から開始した 18 歳未満の障害福祉サービス等の利用に係る自己負担額の全額助成や免除を行っています。

19 ページ「（３）一人ひとりの命を大切にするまちづくり」の施策「自殺防止に向け、安心して暮らせる地域づくりを推進します」の取組内容「自殺に傾く人のサインに気づき、話を聞いて、必要な支援につなげることができるようゲートキーパー養成講座を開催します」の令和７年度の取組状況について、一般市民、医療従事者、企業、庁内自殺対策ワーキングメンバー等に対し養成講座を実施したとあります。右欄の事業評価については、対象者の幅が広がり受講者数が増加したことでＡ評価としています。今後は支援者支援として専門職向けの講座も実施する旨の記載があります。

評価変更ではありませんが、20 ページ上段「（２）性犯罪・性暴力に関する相談事業の充実」について施策「性犯罪・性暴力に関する相談に、関係機関と連携を取りつつきめ細やかな対応を行います」の取組内容「性犯罪・性暴力に関する相談窓口を周知します」の令和７年度取組状況として、鎌倉市犯罪被害者支援条例を制定し、性犯罪を含む犯罪被害者等への相談対応及び市民周知について明文化しました。

次に、21 ページから 25 ページにかけて目標Ⅳ「ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり」についてです。

評価変更ではありませんが、21 ページ、「方針１　ワーク・ライフ・バランスの推進」「（１）性別の違いによらない役割分担の促進」のうち、施策「家事・育児・介護に関する講座の開催や啓発を推進します」の取組内容一番下の「家事・育児・介護に関する講座を開催します」の令和７年度の取組としてリトミック及びやさしい性教育講座を開催した旨記載しています。課題においては参加者が母親と子どもが多く、父親を含む幅広い層の参加促進に向けた周知・継続的に学べる内容・環境の充実を図ることとしています。

こちらも評価変更ではありませんが、24 ページの一番上「男性職員の育児休暇取得率向上のため、子育てと仕事の両立支援策の周知等を行います」について、育休取得率が令和７年度 88.2%と上昇しました。現在国の目標値も上昇していますが、今後も育児休業取得率の向上に努める旨記載しています。

次に、26 ページ、「目標Ⅴ配偶者等に対する暴力の根絶」についてです。

「方針２　DV 被害者等への相談体制の整備・充実」「（１）ＤＶ被害者等への相談体制の整備・充実」のうち中段の女性相談について、令和７年度の相談件数は 645 件となっており、令和６年度より減少しているものの、伴走相談を意識したことなどにより同一人からの相談が増加している現状です。

議題１、２につきまして説明は以上です。

委員長：ただいまの事務局の説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

委　員： 女性相談について、同一人からの相談が多いため件数が減少したという分析があ

ったが、これは新規の相談件数ですか。

事務局：新規になります。

委　員：延べ件数は把握していますか。

事務局：お調べします。少々お待ちください。

委　員：21 ページの生涯学習の家事育児介護に関する講座の開催で、母親と子供の参加が多かったということですが、今回リトミックと性教育講座の講師の性別がわかれば教えてください。

事務局：性別は把握していません。

委　員：講師が男性だと父親も参加しやすいと思います。講師の性別も様々だと色々な方参加しやすいと思いました。

委　員：今回 C 評価が 7 件、D が 1 件ということで、申請書の性別欄を廃止のところが検討の意味で C というところなので、必ず必要な場合以外は廃止という判断になるかと思いますが、そこは行政として引き続き取り組んでいただければと思います。

委　員：全体の評価部分で、評価の基準が ABCD になっていますが、数や質など、もう少し具体的な基準はないでしょうか。

事務局：具体的な数値も含めて記入してくださいという呼びかけはしています。大まかなくくりの書きぶりのところや事業評価理由について担当課と何度かキャッチボールをした結果のものを報告しています。

委　員：事務局の負担を考え、所管課が客観的な基準を示しておけばそれに基づいて自己評価しやすくなり、委員としても評価が客観的になると思います。

参加者の人数でなく質の問題や効果がまだ見えてこない部分があるのでもう少し具体的であると良いかと思います。そこは所管課が一番わかっているので所管課で評価基準を作ってもらう方が何度もキャッチボールせず、見やすくなると思います。

15 ページ「(5) 高齢者・障害者介護のための環境づくり」について、市独自のサービスで素晴らしいと思うが、18 歳未満の障害福祉サービス等の利用に係る自己負担額の全額助成や免除というのは一律ですか。

事務局：一律かどうか確認できていません。

委　員：19 ページから 20 ページにかけて、「方針 3 性犯罪・性暴力の推進」のところで、こども性暴力防止法の施行との関係で、民間事業者は対策に取り組んでいるようですが、自治体はあまり関心がないような気がしています。県が実施するというのが一つの分析ですが、そうは言っても学校設置者は自治体であり、保育や子供分野などで施行までにやらなくてはいけないことはたくさんあるかと思います。それはどうなっているのかという点は評価とは関係ないですが、現在の取り組みなどの記載があればと思います。

20 ページ、鎌倉市は犯罪被害者等支援条例を設けており、それは性犯罪を含むという形かと思いますが、性犯罪について特化する対応や数値分析なども必要だと思います。条例や窓口を周知したというだけでA評価にはならないのではないかというのが問題提起です。

同じページの「方針 4 防災分野におけるジェンダー平等の推進」について、熊本

地震などを見ますと、一番上の例えばジェンダー平等の視点を入れた防災対策の令和 7 年度の取り組み状況で生理用品を増備するなど環境整備行ったとのことですが、どのような環境整備を行ってるのか状況がわかりません。最初の質問と提案とも絡むのですが、数の問題なのか質の問題なのかなど、生理用品については能登半島地震の際に、設営者がきちんと理解できておらず 1 人 1 枚、平等ですという対応もあったことなどから、数があればいいという話でもなく、どれぐらいものをきちんと用意してるのかが見えなければ整備したと言えないと思います。ここの方針 4 は他のところに比べてもより抽象度が高い記載になっています。総合防災課の環境整備を行った、市民相談課は共有しただけではなくもう少し具体的なものを提示して欲しいと思います。

あと最後は 21 ページ、目標Ⅳワーク・ライフ・バランスのところでも、色々な講座を開いているのはいいいことなのかなと思いつつ、近いから参加できるというものもありますが鎌倉市に住んでるからこそ参加しづらいという場合も当然あると思います。だとしたら、その辺の分析は今後必要ではないかと思います。 鎌倉市だけでなく色々なところや県で同じようなことをやっている場合は市はやらなくていいという考えもありますし、逆もあるかと思います。また近隣でやってるからお互いに参加を促すというやり方もあると思います。限られた資源をどう使うかということを含め、全体的な見立てや分析を今後していかないといけないと思います。これは全体通しての問題提起でたくさんの方が参加したからいいとか、逆に少ないから良くないという評価はできないと思いながら数値を見ていました。

委員長：13 ページ「子育てのための環境づくり」ですが、今働く親が増えてきている状況の中で、延長保育については令和 5 年度と比較して、利用人数が減少してきていることが気になります。また、病児病後児保育は働いてる父母にとって大変重要ですが、トコトコとか neste は民間団体ですか。

事務局：市が委託している団体かと思われます。

委員長：病児、病後児とも減少していますね。数だけでの判断はいけないのかもしれないですが、理由はどのようにとらえていますか。

事務局：保育幼稚園課に確認し、延長保育については在宅勤務の普及や、時短勤務制度、時差出勤等、保護者の働き方の多様化に伴って通常時間内に送迎が可能となった世帯が増加したことが要因と思われるということです。

病後児童保育についても同様にテレワークや看護休暇等の取得環境が整備されたことで家庭内での対応ができる世帯が増えたのではないかと確認しました。

委員長：コロナ以前のように毎日出勤するわけではなく、リモートワークもできるわけですけれども都合よくお父さんとお母さんがどちらか必ずできるという状況ではないと思うので、延長保育の利用についても、 周知がどうなっているのか気になっております。

委　員：一時預かりも減っていますが、それも先ほどの理由と同じでしょうか。

事務局：おそらく今の答えと連動してると思われます。

委　員：空き待ちのようなことを聞いているので、どうしてここが減ってるのかなと思いました。

委員長：やはり、病気のときに、民間だとコストがかかりますし、それを払うことができる父母の層は限られていると思います。そのため市の委託している施設での利用者数が減少しているというのは利用しづらいのか、あるいは周知がもう少しできた方がいいのかと感じています。

24 ページ男性職員の育児休業取得率向上について、ジェンダー平等・女性支援プランの 14 ページを見ますと、令和 5 年度で育児休業を取得した人は 22.7%、取得していないが 74.62%で平成 30 年度と比べる状況は良くなっていると思うのですが、育休取得というところでいうと、報告書の右の欄では目標値を上回ると書かれていますが、数日取得しただけの方もいるのではないかと思います。1 週間取れず週末とつなげて 3 日間ぐらい取得しましたという方も入っているのではないかと思うので、88.2%の内訳がわかればと思います。

事務局：ここは 1 週間以上ではない短期の人も含まれている値なので、国の目標値と連動してはない状況です。

また、先ほどの 26 ページの女性相談の延べ件数ですが、令和 7 年度の延べ 768 件です。参考に令和 5 年度の延べ人数が 624 人、令和 6 年度が 774 件です。

委　員：26 ページ、(1)相談窓口の周知ですが、近くだから相談しづらい人に状況もあると思うので、市の窓口だけではなく、県の窓口等の案内があるといいと思いました。相談者の方が選べる御案内だと良いかと思いました。

委員長：22 ページの(2) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進のところで、「ジェンダー平等・女性支援プラン」の 12 ページ「母親の就労状況と就労意向」について、「図表 20 未就労の母親の就労意向」ですが、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」への回答が平成 30 年度の 22.5%から令和 5 年度の 26.8%に上がってきている中で、報告書 22 ページの働きたい女性のセミナー参加者について令和 5 年度の 55 名から令和 7 年度は 7 名まで減少している状況です。

女性が働きたい、キャリアアップしたい、経済力をつけたいということや、男女の役割分担が少しずつバランスよくなる中で、どうしてセミナーの参加が減少しているのかわからないのですがいかがでしょうか。

事務局：著しく減少した原因を担当課に聞いたところ、こちらは記載しなおす必要があるかもしれないのですが、全 4 回の開催で、令和 6 年度までは 1 回でも参加できますということで、延べ人数、1 回ごとの参加者の合計でカウントしていたところ、令和 7 年度から実績評価にふさわしい指標に改め、こちらの 7 名は実人数を記載しています。そのため全 4 回を通して参加した人を記載しています。そこで延べでカウントすると 27 人になり、カウントの仕方が令和 6 年度までと、改めたためこのような人数となっています。

委員長：全 4 回出席した人をカウントするというのは、もし乳児がいるようなお母さんも参加するときは、4 回は難しいのではないでしょうか。1 回の参加でもいいのかと思いました。また、26 ページで先ほど延べの人数もありましたが、相談件数についてジェンダー平等・女性支援プランの 16 ページの図表 30 です。女性相談件数は令和 5 年度よりも令和 6 年度は 100 件以上増えているわけですね。このときに、確かこの委員の中での話し合いとしては、1 人で悩むってことじゃなくて少なくと

も相談するっていうアクションが取れるようになることは素晴らしいことだねと話し合ったと思います。同一人からの相談が増えている状況という御説明がありましたが、もう少し新規の相談が増加してもいいのかと思います。

また 27 ページの(2)男性のための支援体制づくりについて、埼玉県は 7 人に 1 人男性にも DV 被害があり、増えてきているのではないかと思っています。そこに対して女性に対する対応との齟齬が生じないような形での支援が必要なのではないかと思いました。

委　員：18 ページの母子健康手帳の交付と 21 ページの父子手帳の数についてかなり差があり、おそらくこれは情報提供のみで紙で配布してませんということなのかと思います。せっかく子育て教室もやっているので、分析の方法について、例えば父子手帳を案内して、見てみますと言われた場合にカウントするとか、もしくはアナログで用意をしておいて配布するなども考えてみても良いかと思います。育児休業を取得される男性も多くなっているので、おそらく父子手帳を用意していらないという方はゼロではないと思いますので、ここは工夫をされると評価に繋がるのではないかと思いました

委員長：母子健康手帳になっているから（たとえば、オランダでは母子・父子という区別のない親のための手帳となっている）子育ての分担の父母の意識が変わってきてしまうということも言われているので、父子健康手帳はすごく大事な取り組みだと思います。今はダウンロード等で対応可能かとも思いますので、どのくらいダウンロードされているかなどがあるとよいかと思います。

委　員：6 ページから 7 ページにかけて「多様な性の尊重」について、まず 6 ページの施策「性的マイノリティの人々が自分らしく生活できるよう取組を推進します」の取組「市の申請書等の不必要な性別欄を廃止します」について、申請書性別欄の全庁調査について、実施方法を検討するのみとなったという記載があるが、検討するのみで評価 C となっており、これは D ではないのかと思いました。評価を変えろという意味ではないですが、検討して課題も見つかりそれについて取り組んでるなどがあればよいですが、もう少し詳しく書いていただけるとよいと思います。

7 ページの一番左の施策「性的マイノリティの人々の不安や悩みに対応するための体制を整えます」の取組「性的マイノリティの人々の相談体制を整えます」について、市独自で体制を整備できない等あるかと思いますが、案内をしていてその体制がうまく回っているというなら B なのかと思います。

もう一点基準として加えなくてはいけないのは、内閣府で法律に基づいて基本計画を策定したので、自治体もそれに基づいて取り組みをしていくステージに変わってきており、そこを鑑み基本計画を市はどういう形で取り組んでいくのかという点を踏まえた上での評価にしないといけないと思います。

委　員：21 ページ父子手帳は市として配布したいということでしょうか。

事務局：かながわ版父子手帳「パパノミカタ」を案内することで、父子健康手帳の代わりとしていましたが、令和 8 年 8 月から母子健康手帳とあわせて父子手帳リーフレットを配布しています。

委　員：一緒に渡すことができれば効果があるかと思いました。

委　員：20 ページの方針 4 のところで、施策「ジェンダー平等の視点を取り入れた環境問題の取組を推進します」の評価で「従来、家庭では女性が関わることの多かった廃棄物について、男女の区別なく、自治町内会及び商工会に鎌倉市廃棄物減量化等推進員を推薦して頂き、市とともに地域に密着した活動に取り組むことができた」とのことですが、要は今まで女性のメンバーが推進員や自治会にいらっしゃらなかったということでしょうか。そのため今回女性のメンバーを入れた結果、ゴミが減る結論に至ったっていうことなんでしょうか。

事務局：そもそも自治会町内会内で女性の方が多かったのかは把握をしていません。

委員会：これは「鎌倉市廃棄物減量化等推進員制度」を実施しますという取組内容だと思いますが、結論から見てしまうと女性が扱う廃棄物が多いから、女性を入れたらゴミが減ったという意味合いかと思いまして。要はその自治会の人たちに女性がいないから理解なくゴミが増えてたという逆説になるかと思いました。

委　員：女性がこういうメンバーに参画することによって、ゴミが減ったっていう結論があるならすごいことだと思うので他の分野でも、料理をするのが女性が多いから食材なのかそれとも生理用品とか化粧品とか、そういったゴミが多いから、女性がこういうゴミをちゃんと分別しようということで減ったのかで結論が変わるのかと思います。ここは書き方をもう少し具体的にした方がいいのではないかと思いました。

事務局：本実施報告は各課からの報告をもとに、市民相談課でまとめているものですがいただいた意見を再度確認します。

　また本日委員から御指摘いただいた評価基準については重要なことだと思いますので、こちらの方は来年度に向け、何らか対策を取れないか検討してまいりたいと思います。またその際、皆様に御意見いただくこともあるかと思いますのでご協力いただければと思っております。

委員長：他には御意見ありますか。

事務局：現在は市の各個別計画に基づいて実績を出していましたが、今後は庁内で一括して照会を行い管理する方向になります。そのため個別計画毎に細かい項目について一つ一つを各課に照会するという形から、もう少し大まかな内容で回答を求める形式に変わる方向性です。そのため来年度以降の報告書についてまだ未定ではありますが、形式を変更する予定になりますので、御了承いただければと思います。

事務局：また、今ご意見をいただいた中でこの方法でいいのかを、全庁的な評価の面にも関わってくると思うので取り扱ってる課が同じ部にありますので、そことも協議をさせていただきたいと今日の会議で思いました。

委員長：次に第 3 その他について事務局よりご説明お願いいたします

事務局：パートナーシップ制度に係る自治体間連携について、説明させていただきます。現在市ではパートナーシップ宣誓制度を導入しており、神奈川県では県内全市町村で導入をしています。パートナーシップ宣誓制度は様々な事情によって婚姻の届け出をせず、あるいはできない、また悩みや生きづらさを抱えている性的マイノリティの方や、事実婚の方が互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済的精神的に相互の支え合い、協力をし合うことを約束した関係にあることを前提

にし、証明するものです。パートナーシップ宣誓制度は各自治体の制度のために宣誓を行ったカップルが住所を移動する際は、原則として転入先の自治体で再度申請を行うことになります。そのような不便を解消するために、現在のところ三浦半島地域の 4 市 1 町である横須賀市逗子市三浦市葉山町鎌倉市では協定を締結して、四市 1 町管内の転出入に関しては元々宣誓した宣誓書をそのまま継続して利用できることになっていました。この度 11 月に神奈川県内の連携制度が整い、神奈川県パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク制度が開始されます。このネットワークに加入した市町村間での転出入に関しては簡易的な手続きで宣誓を行うことができ、本市も同ネットワークに加入を予定しているため、今後県内のネットワーク加入自治体間での転出入については利用者の方の利便性が高まると考えています。

委員長：ただいまの御説明について御意見ご質問ございますか。

委　員：これはいつ開始ですか。

事務局：11 月からの予定です。

委　員：これは加入しないところもある可能性がありますか。

事務局：県内の課長会議の中では検討しますという市町村もあり、やはりネットワークでの手続きや性的マイノリティの考え方など、パートナーシップを宣言する条件が各市町村多少違いがあり、自分たちの市としてそこに入るかということは検討したいという自治体がありました。

委　員：パートナーシップと同姓の間のパートナーシップってだけなのか家族を加えるのかとか子供がいた場合どうなのかとかその点のグラデーションとかそういうことですかですね

事務局：パートナーシップとファミリーシップは別に考えており、今回はあくまでパートナーシップのことです。例えば養子縁組したところはパートナーシップをできない市もありますが、他のところでは、要件は問わないなど、逆にいうと自分の市に来ることで厳しくなってしまう、その誤差があるところで加入をどうしようかという市があるということです。

委　員：県と鎌倉市ではずれがないということなんですね。

事務局：県はパートナーシップを導入しておらず、連携をとりまとめる役割です。

委　員：県は連携ネットワークを作るということですね。

事務局：市では同性カップル、事実婚両方宣誓できますが、市町村によっては同性カップルのみパートナーシップを認めているところもあるので、事実婚の方が転入先で宣誓できない場合もあります。県はそこを無理やり統一するんではなく、現在各市町村で導入している制度に対し利便性を求める形で対応してくださいという説明を受けています。

委　員：同姓カップルの場合であればそのまま移行できるけど、事実婚の方の場合は、こちらの市では認められないということをどう考えるかの話になってきますね。

事務局：そこで差異がある場合は受け入れ先でもきちんと説明をしてあげてくださいということになっています。

委　員：本当なら県が全部の市町村を調べて、どこにずれがあるのか、調整が必要な項目な

どを出してくれれば市町村にとってメリットがありますよね。県に要望してもいいのではないでしょうか。

事務局：県全体で要件を緩和してもらえると利便性が高くなるかと思いますが、今回は連携ネットワークという形になっています。

委　員：本委員会として県の調整が入ることを要望するという案があってもいいのかと思います。

委員長：　それでは、以上で本日の審議を終了いたします。これをもちまして令和８年度鎌倉市男女共同参画推進委員会を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。